

## 業務委託契約書(案)

- 業務委託名 各種分析調査業務委託
- 業務委託場所 千葉県印旛郡栄町須賀1997番地27  
印西地区衛生組合衛生センター
- 業務委託期間 令和8年4月 日から令和9年3月31日まで
- 業務委託料 金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 契約保証金

上記の業務委託について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 住所 千葉県印旛郡栄町須賀1997番地27  
氏名 印西地区衛生組合  
管理者 橋本 浩

受注者 住所  
氏名

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書及び仕様書（以下「設計図書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務委託」という。）を契約書記載の委託期間の末日（以下「履行期限」という。）までに完了し、契約の目的物（以下「成果品」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、契約書記載の業務委託料（以下「業務委託料」という。）を支払うものとする。
- 3 第1項の規定によるこの約款及び設計図書等に明記されていない事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第1条の2 この契約に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約の他の条項の規定により協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務主任技術者)

- 第2条 受注者は、業務委託の履行について技術上の管理をつかさどる業務主任技術者（当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者をいう。以下同じ。）を定め、受注者に通知するものとする。

(業務工程表)

- 第3条 受注者は、契約締結の際、業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、業務工程表を遅滞なく審査し、不相当と認められる場合は受注者と協議するものとする。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第20条の5第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

#### （権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

2 発注者は、この契約の成果品を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

#### （再委託の禁止）

第6条 受注者は、業務委託の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

#### （監督職員）

第7条 発注者は、監督職員を定め、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、業務委託について指示等その他の方法により、履行状況を監督するものとする。

#### （業務委託の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務委託の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(業務委託内容の変更等)

第9条 発注者は、必要がある場合には、業務委託の内容を変更し、又は業務委託を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、発注者は必要な経費を負担しなければならない。

(期限の延長)

第10条 受注者は、その責に帰することができない理由により、履行期限までに業務委託を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定める。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期限を延長しなければならない。発注者は、その履行期限の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第11条 業務委託の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責に帰する理由による場合において、その損害のために必要を生じた経費は、発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

(履行遅滞の場合における延滞金等)

第12条 受注者の責に帰する理由により、履行期限までに業務委託を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は、延滞金を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の延滞金は、業務委託料につき、履行期限の翌日から支払いの日までの期間について、その日数に応じ、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号）において定められている率（以下「遅延利息の率」という。）の割合を乗じて計算した額とする。

3 発注者の責に帰する理由により、第14条の規定による業務委託料の支払が遅れた場合には、受注者は発注者に対してその支払わない額に、その期限の翌日から支払いの日までの期間について、その日数に応じ、遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(検査及び引渡し)

- 第13条 受注者は、業務委託を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了通知書を提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の業務完了通知書を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。
- 3 前項の場合において、検査に要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については第2項を準用する。
- 5 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引渡すものとする。

(委託料の支払い)

- 第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

第15条 削除

第16条 削除

第17条 削除

(契約不適合責任)

- 第18条 発注者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないで

その時期を経過したとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第19条 発注者は、引き渡された成果品に関し、第13条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、成果品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果品の契約不適合が設計図書等の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(発注者の任意解除権)

第20条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第20条の3の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第20条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときはこの限りでない。

- (1) 正当な理由がないのに、業務委託に着手すべき時期を過ぎても業務委託に着手しないとき。
- (2) 契約期間内又は履行期限経過後相当の期間内に業務委託を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第18条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第20条の3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に関して公正取引委員会が、受注者（受注者が協同組合又は共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合については、その代表者又は構成員。次号において同じ。）に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) この契約に関して受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (3) 第5条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (4) この契約の成果品を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の成果品の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の成果品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその期間を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条

第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

(10) 第21条又は第21条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(11) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第20条の4 第20条の2各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第20条の5 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) この契約の成果品に契約不適合があるとき。

(3) 第20条の2又は第20条の3の規定により成果品の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第20条の2又は第20条の3の規定により成果品の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
  - (2) 成果品の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、遅延日数に応じ、遅延利息の率の割合で計算した額とする。

（受注者の催告による解除権）

第21条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第21条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により業務の内容を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第9条の規定による業務の中止の期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第21条の3 第21条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の損害賠償請求)

第21条の4 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第21条又は第21条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(解除の効果)

第22条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

- 2 発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合においては、委託部分の出来形部分（以下「既履行部分」という。）が可分のものであるときは、当該出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、検査に要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 第1項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第23条 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、支給材料があるときは、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、業務委託用地等に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）業務委託材料、業務委託に係る機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、業務委託用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

- 4 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。
- (1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等 契約の解除が第20条の2、第20条の3又は第20条の5第3項によるときは受注者が負担し、第20条、第21条又は第21条の2によるときは発注者が負担する。
- (2) 業務委託に係る機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等 受注者が負担する。
- 5 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は業務委託用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、業務委託用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 6 第1項前段及び第2項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第20条の2、第20条の3又は第20条の5第3項の規定によるときは発注者が定め、第20条、第21条又は第21条の2の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段、第2項後段及び第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 7 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第24条 受注者は、第20条の3第1号又は第2号のいずれかに相当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者がこの契約を履行した後も同様とする。ただし、同条第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、受注者が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(業務妨害又は不当要求に対する措置)

第25条 受注者は、業務委託の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

印西地区衛生組合暴力団排除条例（平成29年印西地区衛生組合条例第1号）に規定する暴力団又は暴力団員等若しくは暴力団密接関係者から工事妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

（遵守義務違反）

第26条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、印西地区衛生組合建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成29年1月6日施行）の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注者の再委託業者が報告を怠った場合も同様とする。

（解除通知の特例）

第27条 発注者は、解除権の行使に当たって、受注者とのこの契約を解除する場合において、受注者の所在を確認出来ないときは印西地区衛生組合公告式条例（昭和39年印西地区衛生組合条例第1号）別表に規定する掲示場にその旨を掲示することにより、受注者への通知にかえることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から14日を経過したときに生ずるものとする。

（業務従事者災害等）

第28条 受注者は、業務委託の履行に関し生じた受注者の業務委託従事者の災害等については、全責任をもって措置し、発注者は、何ら責任を負わない。

（受注者の法令上の責任）

第29条 受注者は、業務委託従事者に係る労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他の法令の規定による労務に関する一切の責任を負わなければならない。

（個人情報の保護）

第30条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（法令遵守）

第31条 受注者は、業務の実施に当たり、関係諸法令を遵守しなければならない。

（補 則）

第32条 この契約に定めない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要

に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (受託業務従事者への周知及び監督)

第3 受注者は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。また、受注者は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、当該業務に従事している者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

#### (漏えい、滅失及びき損の防止等)

第4 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (持ち出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務を発注者が指定した場所で行うものとし、個人情報が記録された資料等を当該場所から持ち出してはならない。

#### (収集の制限)

第6 受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

#### (個人情報の目的外利用・提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務の目的以外の目的のために当該業務に係る個人情報を内部で利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止)

第9 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては自ら行うものとし、発注者の承諾がある場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。





# 設 計 書

記号	品 名	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1	水質分析調査						
1-①	検体採取費		12	回			
	1-① の 計						
1-②	分析費						
	水素イオン濃度(PH)		12	検体			
	生物化学的酸素要求量(BOD)		12	検体			
	化学的酸素要求量(COD)		12	検体			
	浮遊物質質量(SS)		12	検体			
	n-ヘキサン抽出物(鉱物油)		12	検体			
	n-ヘキサン抽出物(動植物油)		12	検体			
	大腸菌数		12	検体			
	アンモニア性窒素		12	検体			
	亜硝酸性窒素		12	検体			
	硝酸酸性窒素		12	検体			
	アンモニア、アンモニウム化合物亜硝酸化合物及び硝酸化合物						
	全窒素含有量(T-N)		12	検体			
	燐含有量(T-P)		12	検体			
	色度		12	検体			
	塩化物イオン(塩素イオン)		12	検体			
設 計 書		用 紙		印 西 地 区 衛 生 組 合			

# 設計書

(単位：円)

記号	品名	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	備考
	カドミウム及びその化合物		1	検体			
	シアン化合物		1	検体			
	有機リン含有量		1	検体			
	鉛及びその化合物		1	検体			
	六価クロム化合物		1	検体			
	砒素及びその化合物		1	検体			
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		1	検体			
	アルキル水銀化合物		1	検体			
	PCB		1	検体			
	トリクロロエチレン		1	検体			
	テトラクロロエチレン		1	検体			
	ジクロロメタン		1	検体			
	四塩化炭素		1	検体			
	1, 2-ジクロロエタン		1	検体			
	1, 1-ジクロロエチレン		1	検体			
	シス1, 2-ジクロロエチレン		1	検体			
	1, 1, 1-トリクロロエタン		1	検体			
	1, 1, 2-トリクロロエタン		1	検体			
	1, 3-ジクロロプロペン		1	検体			
	チウラム		1	検体			
設計書 用紙					印西地区衛生組合		





# 設 計 書

(単位：円)

記号	品 名	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	プロピオン酸		2	検体			
	ノルマル酪酸						
	ノルマル吉草酸						
	イノ吉草酸						
	トルエン		2	検体			
	キシレン						
	メチルイソブチルケトン						
	酢酸エチル						
	プロピオンアルデヒド		2	検体			
	イソバレルアルデヒド						
	イソブチルアルデヒド						
	ノルマルバレルアルデヒド						
	ノルマルブチルアルデヒド						
	イソブタノール		2	検体			
	2-②の計						
2-③	報告書作成費(発行費)		2	回			
	2-① + 2-② + 2-③ 合計						
設 計 書		紙	印 西 地 区 衛 生 組 合				

NO. 6/10

# 設 計 書

記号	品名	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	備考
3	汚泥性状分析調査						
3-①	検体採取費	(水質調査の採取と兼ねる)	8	回			溶出検体採取4回 含有検体採取4回
	3-①の計						
3-②	溶出含有分析費						
	アルキル水銀		8	検体			
	総水銀		8	検体			
	カドミウム		8	検体			
	鉛		8	検体			
	有機リン		8	検体			
	六価クロム		8	検体			
	ヒ素		8	検体			
	シアン		8	検体			
	ポリ塩化ビフェニル		8	検体			
	チウラム		8	検体			
	シマジン		8	検体			
	チオベンカルブ		8	検体			
	セレン		8	検体			
設 計 書		用 紙		印 西 地 区 衛 生 組 合			



# 設 計 書

(単位:円)

記号	品名	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	備考
4	し尿・浄化槽汚泥混合液性状分析調査						
4-①	検体採取費	(水質調査の採取と兼ねる)	6	回			
4-②	分析費	4-①の計					
	水温		6	検体			
	水素イオン濃度(PH)		6	検体			
	生物化学的酸素要求量(BOD)		6	検体			
	化学的酸素要求量(COD)		6	検体			
	浮遊物質(SS)		6	検体			
	全窒素含有量(T-N)		6	検体			
	燐含有量(T-P)		6	検体			
	塩化物イオン(塩素イオン)		6	検体			
	n-ヘキサン抽出物(鉱物油)		6	検体			
	n-ヘキサン抽出物(動植物油)		6	検体			
	ヨウ素消費量		6	検体			
		4-②の計					
4-③	報告書作成費(発行費)		6	式			
		4-① + 4-② + 4-③ 合計					
設 計 書 用 紙							印 西 地 区 衛 生 組 合



# 各種分析調査業務委託発注仕様書

令和8年4月

印西地区衛生組合

## I. 業務概要

1. 目的 本業務は、印西地区衛生組合衛生センターに搬入される汚泥等の性状等について調査し、効率的な運転管理に反映させるとともに、処理工程で搬出される処理水や臭気の調査を行い、定められた基準値内であることを定期的に確認することにより、本施設の適正な運転管理に資することを目的とする。
2. 業務名称 各種分析調査業務委託
3. 業務場所 千葉県印旛郡栄町須賀1997番地27  
印西地区衛生組合衛生センター
4. 業務期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

## II. 分析業務

1. 業務内容 業務内容は、次のとおりである。  
現処理施設での下記の業務を行う（令和9年3月まで）
  - ① 水質分析調査（放流水） 15項目/年12回 28項目/年1回  
項目内の全窒素分析値に含まれるケルダール窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の分析結果を計量結果報告時に報告すること。また、各分析時には、残留塩素及び透視度を測定し、毎回報告書に記載すること。
  - ② 臭気測定調査 22項目/測定箇所2箇所/年各1回
  - ③ 汚泥性状分析調査 25項目/検体2個/年各2回
  - ④ し尿・浄化槽汚泥混合液性状分析 11項目/年6回
  - ⑤ 汚泥分析業務 3項目/年1回  
脱水汚泥を1、浄化汚泥を2の割合で混合して採取して焼却する。  
焼却後の灰分量、水分量、可燃分量の割合を測定して報告する。

## 2. 測定及び試料採取方法等

- (1) 分析業務は関係法令、関係する環境庁告示、日本工業規格（JIS）等で定められた分析方法で実施しなければならない。
- (2) 資料採取箇所は、別添図面のとおりとする。
- (3) 試料採取日時は、発注者が指名する監督職員と協議の上決定する。  
資料採取については、監督職員の立会いの上、採取すること。
- (4) 各分析の項目は、特記仕様書の内容のとおりとする。

特記仕様書 別表1 水質分析調査（放流水）43項目

番号	分析項目	頻度
1	水素イオン濃度 (PH)	月1回、年12回
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	〃
3	化学的酸素要求量 (COD)	〃
4	浮遊物質 (SS)	〃
5	ノルマルヘキサン抽出物 (鉱油類)	〃
6	ノルマルヘキサン抽出物 (動植物油類)	〃
7	大腸菌数	〃
8	アンモニア性窒素	〃
9	亜硝酸性窒素	〃
10	硝酸性窒素	〃
11	アンモニア・アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	〃
12	全窒素含有量 (T-N)	〃
13	磷含有量 (T-P)	〃
14	色度	〃
15	塩化合物	〃

番号	分析項目	頻度
1	カドミウム及びその化合物	年1回
2	シアン化合物	〃
3	有機燐含有量	〃
4	鉛及びその化合物	〃
5	六価クロム化合物	〃
6	砒素及びその化合物	〃
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	〃
8	アルキル水銀化合物	〃
9	PCB	〃
10	トリクロロエチレン	〃
11	テトラクロロエチレン	〃
12	ジクロロメタン	〃
13	四塩化炭素	〃
14	1, 2-ジクロロエタン	〃
15	1, 1-ジクロロエチレン	〃
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン	〃
17	1, 1, 1-トリクロロエタン	〃
18	1, 1, 2-トリクロロエタン	〃
19	1, 3-ジクロロプロペン	〃
20	チウラム	〃
21	シマジン	〃
22	チオベンカルブ	〃
23	ベンゼン	〃
24	セレン及びその化合物	〃
25	ほう素及びその化合物	〃
26	ふっ素及びその化合物	〃
27	フェノール類	〃
28	1, 4-ジオキサン	〃

特記仕様書 別表2 臭気測定調査 22項目

番号	分析項目	頻度	
		臭気濃度 (発生源)	臭気濃度 (敷地境界)
1	アンモニア	年1回	年1回
2	メチルメルカプタン	〃	〃
3	硫化水素	〃	〃
4	硫化メチル	〃	〃
5	二硫化メチル	〃	〃
6	トリメチルアミン	〃	〃
7	アセトルアデヒド	〃	〃
8	スチレン	〃	〃
9	プロピオン酸	〃	〃
10	ノルマル酪酸	〃	〃
11	ノルマル吉草酸	〃	〃
12	イソ吉草酸	〃	〃
13	トルエン	〃	〃
14	キシレン	〃	〃
15	メチルイブチルケトン	〃	〃
16	酢酸エチル	〃	〃
17	プロピオンアルデヒド	〃	〃
18	イソバレルアルデヒド	〃	〃
19	イソブチルアルデヒド	〃	〃
20	ノルマルバレルアルデヒド	〃	〃
21	ノルマルブチルアルデヒド	〃	〃
22	イソブタノール	〃	〃

特記仕様書 別表 3

汚泥性状分析調査 (浄化汚泥・脱水汚泥)・(溶出試験・含有試験) 25項目

番号	分析項目	頻度	
		溶出試験	含有試験
1	アルキル水銀	年2回	年2回
2	総水銀	〃	〃
3	カドミウム	〃	〃
4	鉛	〃	〃
5	有機リン	〃	〃
6	六価クロム	〃	〃
7	ヒ素	〃	〃
8	シアン	〃	〃
9	PCB	〃	〃
10	チウラム	〃	〃
11	シマジン	〃	〃
12	チオベンカルブ	〃	〃
13	セレン	〃	〃
14	ベンゼン	〃	〃
15	トリクロロエチレン	〃	〃
16	テトラクロロエチレン	〃	〃
17	ジクロロエタン	〃	〃
18	四塩化炭素	〃	〃
19	1, 2-ジクロロエタン	〃	〃
20	1, 1-ジクロロエチレン	〃	〃
21	シス1, 2-ジクロロエチレン	〃	〃
22	1, 1, 1-トリクロロエタン	〃	〃
23	1, 1, 2-トリクロロエタン	〃	〃
24	1, 3-ジクロロプロペン	〃	〃
25	1, 4ジオキサン	〃	〃

特記仕様書 別表 4

し尿・浄化槽汚泥混合液性状分析調査 1 1 項目

番号	分析項目	頻度
1	水温	年 6 回
2	水素イオン (PH)	//
3	生物化学的酸素要求量 (BOD)	//
4	化学的酸素要求量 (COD)	//
5	浮遊物質 (SS)	//
6	全窒素	//
7	全リン	//
8	塩化物イオン (塩素イオン)	//
9	ノルマルヘキサン抽出物 (鉱油類)	//
1 0	ノルマルヘキサン抽出物 (動植物油類)	//
1 1	ヨウ素消費量	//

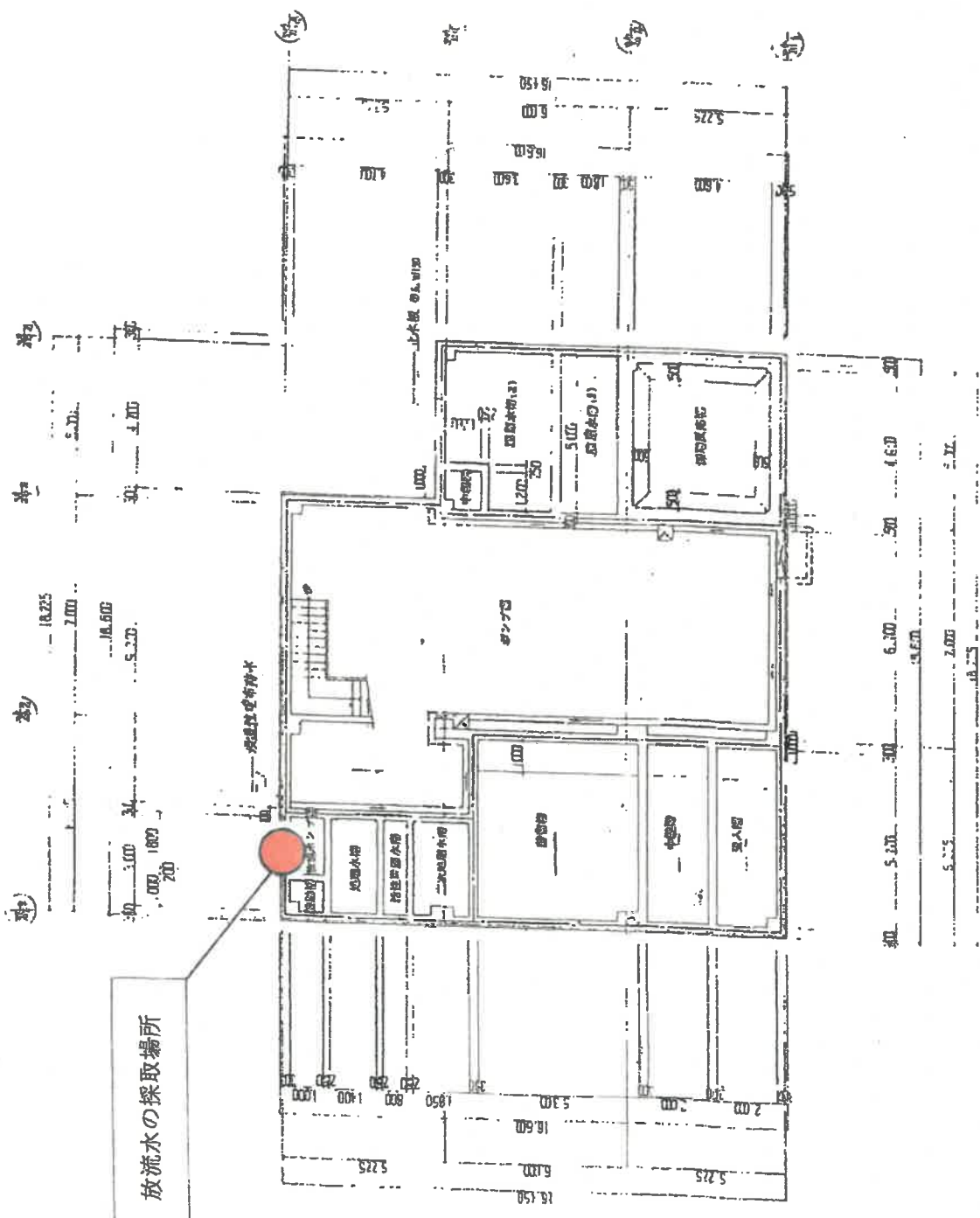
<次期処理施設で行う項目>

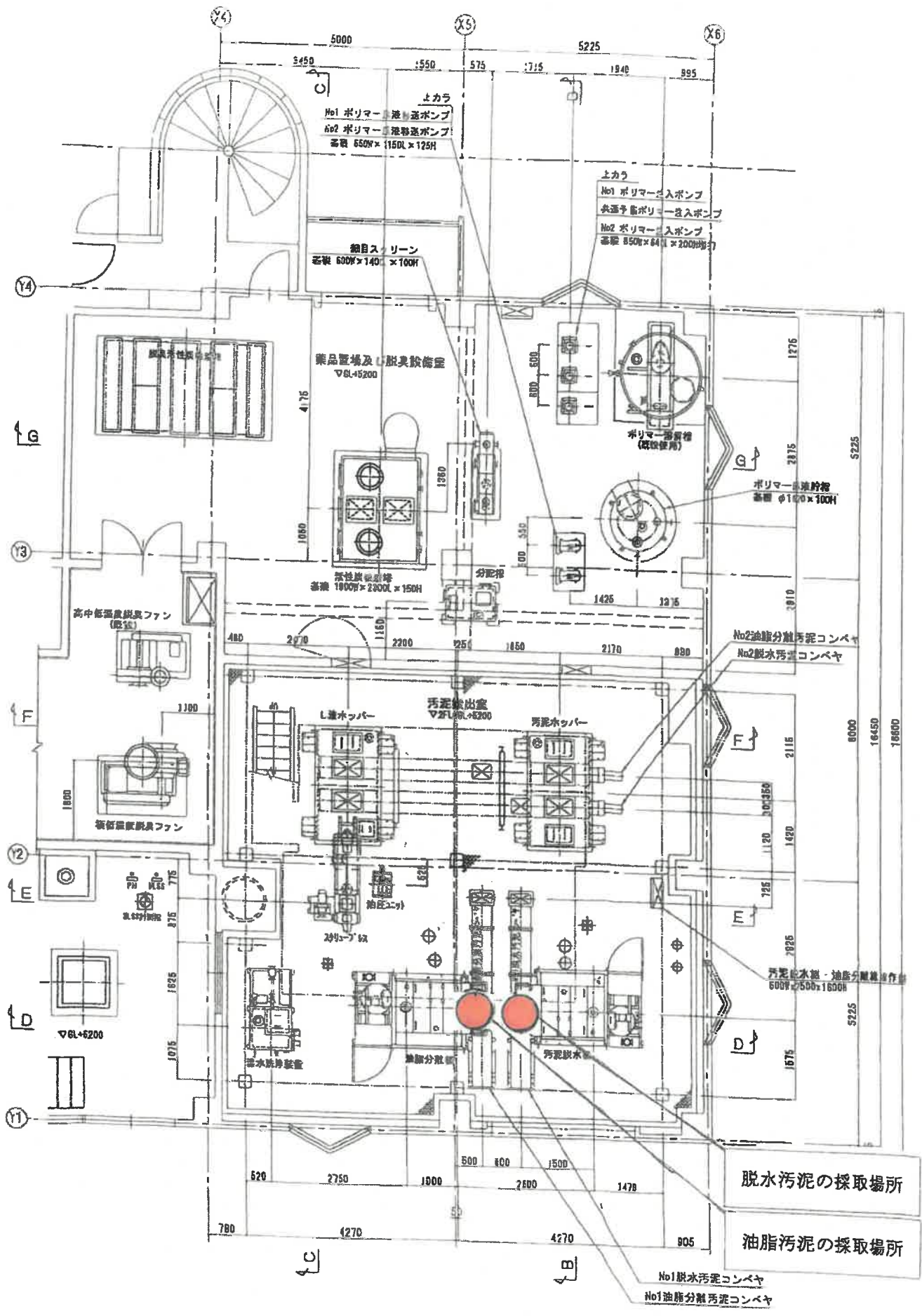
特記仕様書 別表 5

下水処理場放流水分析調査 1 1 項目

番号	分析項目	頻度
1	水温	月 1 回
2	水素イオン濃度 (PH)	//
3	生物化学的酸素要求量 (BOD)	//
4	化学的酸素要求量 (COD)	//
5	浮遊物質 (SS)	//
6	ノルマルヘキサン抽出物 (鉱油類)	//
7	ノルマルヘキサン抽出物 (動植物油類)	//
8	大腸菌数	//
9	アンモニア・アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	//
1 0	全窒素含有量 (T-N)	//
1 1	燐含有量 (T-P)	//

放流水の採取場所





2階平面図 S=1/50





